

求職者等に対するハラスメント防止方針

長野県労働金庫は、学生を含む求職者の皆さまが安心して就職活動を行える環境を整備し、公平で公正な採用活動を行うことを目的とし、「求職者等に対するハラスメント防止方針」を以下のとおり策定します。

1. 求職者等に対するハラスメントの定義

「求職者等に対するハラスメント」とは、就職活動（SNS等のオンラインを介したもののやオンライン上で行われるものを含む）の場面で行われる不適切な言動や行動により、求職者の皆さまの人格や尊厳を侵害し、就職活動を阻害する行為を指します。

2. 求職者等に対するハラスメントに該当する行為

当金庫では、以下のハラスメント行為を禁止しています。

（1）セクシュアルハラスメント

性的な言動や行動により、求職者の皆さまの就職活動を阻害する行為

- ・性的な事実関係を尋ねること
- ・性的な内容の情報を意図的に流布すること
- ・性的な関係を強要すること
- ・必要なく身体に触ること
- ・わいせつな図画を流布すること

（2）パワーハラスメント

優位な立場を利用した言動や行動により、求職者の皆さまの就職活動を阻害する行為

- ・人格を否定するような言動や高圧的な態度をとること
- ・求職者の皆さまに不安や恐怖心を与えるような面接をすること
- ・他社の内定辞退を強要すること
- ・他社の選考を妨害するために、研修等への参加を求めること
- ・性的指向やジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な発言を行うこと
- ・性的指向やジェンダーアイデンティティについて、当該者の了承を得ることなく他者に暴露することまたは開示を強要すること、もしくは禁止すること

（3）妊娠・出産・育児休職等に関するハラスメントに類する行為

妊娠・出産・育児休職等に関する言動を理由として、当該者を不利益に取扱う

（またはその示唆をする）行為

- ・妊娠・出産・育児休職等について質問したことを理由として、採用選考を不利益に取扱う（またはその示唆をする）こと
- ・採用面接の際に、女性にのみ子供が生まれた場合の就業継続意思を質問すること

（4）その他、求職者の皆さまの尊厳や人格を不当に傷つける行為

3. 求職者等に対するハラスメント防止の取り組み

当金庫は、求職者等に対するハラスメントを防止するため、以下の取り組みを実施します。

(1) 求職者等に対するハラスメントを行ってはならない旨を庫内の規程に定めるとともに、ハラスメント防止のためのマニュアルを作成し、周知・啓発のための研修を職員に実施します。

(2) 採用活動に関するルールを以下のとおり定め、適切な面接・面談を実施します。

① 連絡方法

- 求職者の皆さまとの連絡は、以下の方法により行います。
 - ・ 金庫の業務用メールアドレス
 - ・ 業務用電話および業務用携帯電話
 - ・ 採用ナビサイトのメッセージ送信ツール
- 以下の方法により連絡することはございません。
 - ・ 職員個人のメール
 - ・ 職員個人所有の携帯電話
 - ・ 職員個人の SNS（LINE、Instagram、X（旧 Twitter）、等）
 - ・ OB 訪問アプリ
 - ・ 就活マッチングアプリ

② 面談方法等

- 求職者の皆さまとの面談は、金庫施設または公的な場所（学校構内、公共の商業施設、個室でない飲食店等）のいずれかで実施します。
- 面談は求職者の皆さまを含め原則 3 名以上で対応します（1 対 1 の面談は行いません）。
- 面談の時間は以下のとおりです。
 - ・ 対 面：平日 9:00～17:00
 - ・ オンライン：平日 9:00～17:00※インターンシップなど目的が明確な場合は、休日に行うことがあります。
- 採用選考の過程において、飲酒を伴う会食を一切禁止します。

(3) 求職者等に対するハラスメントを行った職員に対しては、厳正な対処を行います。

4. 相談窓口の設置

当金庫は、求職者の皆さまが安心して就職活動を行えるように、以下の相談窓口を設置しています。就職活動を通じハラスメントにあった、あるいはその疑いがある場合は、以下の相談窓口をご利用ください。

【ハラスメント相談窓口】

- ・長野県労働金庫 総務人事部 TEL：026-237-3707
 - ・長野県労働金庫 コンプライアンス統括部 TEL：026-237-3716
- (受付時間：平日 9:00～16:00)

※ご相談いただいた方の秘密は厳守され、本相談窓口のご利用が選考結果に影響することはございません。

以 上